

岡山市北消防署ほか12施設照明
LED化ESCO事業

契約書（案）

岡 山 市

契 約 書 (案)

- 1 委託事業の名称 岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業
- 2 履行場所 岡山市北消防署ほか12施設
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 委託料額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金
この契約に係る契約保証の種類は、次のうち とする。
契約保証の種類
①契約保証金の納付 ②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証
- 6 委託事業内容 別添仕様書のとおり
- 7 契約条件 「岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業契約約款」のとおり

上記の委託事業について、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

岡山市

岡山市長

印

受託者 住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

岡山市北消防署ほか12施設照明
LED化ESCO事業

契約約款

発注者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業（以下「委託事業」という。）について、次の条項により委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本契約は、乙が行う設置等（第4項第5号に定義する。）及び甲に対するESCOサービスの提供に係る甲乙の権利義務その他の条件を定めることを目的とする。

- 2 本契約は、仕様書等（第4項第13号に定義する。）及び乙の提案書（第4項第9号に定義する。）と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。本契約の規定に基づき、甲と乙の間で別途締結される契約は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 3 本契約、仕様書等及び乙の提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、優先順位は列挙された順序に従うものとする。ただし、乙の提案書の内容が仕様書等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて乙の提案書が仕様書等に優先する。
- 4 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「ESCOサービス」とは、乙が自ら行った提案をもとに計画した省エネルギー改修設備等を設置し、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むサービスをいう。
 - (2) 「ESCOサービス料」とは、初期整備費及び効果検証に伴う費用の合計額であって、契約金額をいう。
 - (3) 「ESCOサービス提供開始日」とは、第8条第1項に定める日とするが、同条第11項に基づき変更された場合には当該変更後の日とする。甲の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、乙は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。
 - (4) 「ESCO設備」とは、ESCOサービスの提供に必要となる乙が提案書をもとに計画・設置した省エネルギー改修設備をいう。
 - (5) 「設置等」とは、乙がESCOサービスを提供するために実施するESCO設備の計画の策定、履行場所の既存設備の撤去・リサイクル・廃棄処分、ESCO設備の搬入、据付、設定調整および動作確認をいう。
 - (6) 「初期整備費」とは、本契約に基づき甲が乙に支払う委託料（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、設置等に係る対価をいう。
 - (7) 「効果検証に伴う費用」とは、本契約に基づき甲が乙に支払う委託料（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等に係る対価をいう。
 - (8) 「既存設備」とは、履行場所にある照明施設の灯具その他甲の既存の設備をいう。
 - (9) 「提案書」とは、乙が甲の委託事業の公募手続において甲に提出した委託事業の実施に係る提案書類一式（甲が当該提案書一式の詳細を明確にするために、本契約の締結までに事業者に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容の明確化にあたり、甲及び乙が本契約の締結までに確認した事項を含む。

- (10) 「引渡予定日」とは、令和9年3月31日をいう。
- (11) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生、疾病、感染症その他自然災害又は騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない事由であって、甲又は乙が通常予見できず、又は予見可能な場合において通常必要と認められる注意や予防策を講じても回避できなかったものをいう。
- (12) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (13) 「仕様書等」とは、令和8年2月3日付け岡山市北消防署ほか12施設照明LED化ESCO事業仕様書及び募集要項、その他甲が委託事業の公募手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 5 本契約における期間の定めについては、本契約、仕様書等又は提案書に別段の定めのある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定める所による。
- 6 本契約の履行に関して、甲乙間で用いる言語は日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。また、本契約に基づき支払を要する金額について、本契約所定の方法による計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 8 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に別段の定めのある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）に定めるところによるものとする。
- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、本契約に関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 本契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第1項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付した

ときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 契約金額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1以上となるまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(契約保証金の返還)

第3条 甲は、契約履行の完了確認後又は第19条若しくは第20条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(権利義務譲渡の制限)

第4条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止等)

第5条 乙は、委託事業の全部又はその大部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとする場合に、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を、書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。係る承諾を得て第三者に委託事業の一部の委任又は下請けを行う場合、乙は、甲に対し、当該第三者による委託事業の履行責任を負うものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 甲及び乙（乙については前条第2項に規定する受任者又は下請負人を含む。）は、本契約又は委託事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の書面承諾なしに第三者に開示してはならず、また、本契約の目的以外のために利用してはならない。

- 2 次の各号に含まれる情報は、秘密情報の受領者たる甲又は乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、前項の秘密情報に含まれるものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に關係なく自ら独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾

を要することなく、相手方に対する書面通知により、秘密情報を開示することができる。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 委託事業に関し甲に起用されたアドバイザーに開示する場合

4 甲は、前3項の規定にかかわらず、委託事業に関して知り得た行政情報について、法令に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 前各項の規定は、履行期間終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

(ESCO設備の設置等)

第8条 乙は、自己の負担において、仕様書等及び提案書に基づき、本契約締結以降令和9年3月16日までの間にESCOサービスを提供するための設置等を完了し、令和9年3月31日までESCOサービスを甲に提供するものとする。

2 乙は、設置等を行うに当たっては、本契約第2条に規定する履行場所（以下「履行場所」という。）における甲の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。

3 乙は、業務責任者を設置し、履行期間中、当該責任者に設置等の管理を行わせるほか、本契約に基づく乙の設置等に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 乙は、ESCO設備の設置等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。

6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

7 乙は、自らの責任と費用において、設置等を行うために一時的に必要となる資材置き場を確保するものとする。

8 乙は、履行場所又はESCO設備に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知の上、履行場所内に立ち入ることができる。

- 9 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が設置等を設置できないときは、甲は、設置等の中止内容を直ちに乙に通知して、設置等の全部又は一部の設置を一時中止させるものとする。
- 10 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるときは、設置等の中止内容を乙に通知して、設置等の全部又は一部の作業を一時中止させることができるものとする。
- 11 前2項の規定により設置等の全部又は一部の作業が一時中止された場合には、第1項の規定にかかわらず、乙は設置完了日又はESCOサービス提供開始日の変更について甲に協議を申し入れができるものとする。係る申し入れがあった場合には、甲乙は誠実に協議を行い、各日を変更することができるものとする。

（委託期間の延長）

- 第9条 乙は、天災等、その他正当な事由により委託期間内にその義務を履行できないときは、その理由を書面により明らかにし、委託期間の延長を甲に申請することができる。
- 2 甲は、前項に規定する申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、乙と協議して委託期間の延長日数を定めるものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第10条 甲は、前条の場合を除くほか、乙が委託期間内に義務を履行できいため委託期間の延長を申請した場合において、申請委託期間内に履行できる見込みがあるときは、委託期間の延長を承認することができる。
- 2 甲は、前項の規定により委託期間の延長を承認したときは、委託料額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収することができる。
 - 3 前項の場合において、委託期間内に契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を委託料額から控除して得た金額を委託料額とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。
 - 4 第2項の遅延損害金は、指定期限内に納付するものとし、納付しないときは委託料額からこれを控除することができる。
 - 5 第2項の遅延損害金の徴収に係る日数計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。完了に伴う検査の結果、不合格となった場合における取り替え、改造又は修補に要する第1回の指定日数についても、また同様とする。

（監督）

- 第11条 甲は、委託の施行について、乙を指示し、又は監督するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する指示又は監督を関係職員（以下「監督員」という。）に行わせる

ことができる。

- 3 監督員は、委託の的確な履行を確保するため、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書等で定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 契約の履行についての乙又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 仕様書等に基づく委託の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、委託の施行の状況の把握及び点検又は委託材料の試験若しくは検査
 - (4) その他委託の施行上必要な事項
- 4 甲は、第2項の規定により監督員を置いたときは、当該監督員の職名及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(甲の通知義務)

第12条 甲は、契約期間中及びLED照明の保証期間中にESCO設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに乙に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を行い、ESCO設備に支障をきたさないよう、復旧等を行わなければならない。

(検査)

第13条 乙は、業務が完了したときは、速やかに、所定の様式の完了通知書を、監督員の指示する場所において、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完了通知書を受理した日から起算して10日以内に検査をしなければならない。
- 3 甲は、あらかじめ仕様書等に検査を行うことを定めた場合において必要があると認めたときは、中間検査をすることができる。
- 4 甲は、前2項に規定するものほか、必要があると認めるときは、隨時に検査をすることができる。
- 5 甲は、前3項の検査を委任する職員（以下「検査員」という。）に行わせることができる。ただし、必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。
- 6 検査員は、あらかじめ検査の日時を乙に通知し、乙又は業務責任者（以下本条において「乙等」という。）の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、乙等の立会いが得られないときは、乙等の立会いなしで検査を行うことができるものとする。
- 7 前項の検査は、契約書、仕様書等その他の関係書類と対比してその結果を公正に判定しなければならない。
- 8 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、ESCO設備の一部を取り壊して検査を行うことができる。この場合において、乙は、これを速やかに原状に復さなければ

ならない。

- 9 検査に要した費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて乙の負担とする。修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。

(修補)

第14条 乙は、業務が前条第2項に規定する検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを修補しなければならない。

- 2 乙は、前項の修補を完了したときは、直ちに、所定の様式による修補完了届を甲に提出し、再検査を受けなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(所有権の移転)

第15条 ESCO設備の所有権は、第13条第2項の検査に合格したときをもって甲に移転するものとする。

(ESCOサービス料の支払)

第16条 乙は、第13条第2項の検査に合格したときは、ESCOサービス料の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、乙に対して、ESCO設備が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、ESCO設備の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 乙は、本契約に基づき提供されたESCO設備について、甲への引渡し完了日から2年間、作業保証期間を設けるものとする。
- 3 第1項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 4 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第18条 乙は、委託事業の実施に関し、自己の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由によりESCO設備に損害を与えた場合及びその結果第三者に損害を与えた場合は、乙又は当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(甲の契約解除権)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なしに、本契約の履行に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期間内に設置等を完了する見込みがないとき、又は第8条第1項に規定する期日までに乙のESCOサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。

(3) 乙が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(5) 乙が第20条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる

とき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(7) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(8) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(9) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(10) 乙の責めに帰すべき事由によらず、近隣住民からの要望又は行政手続の不備等により委託事業の継続が困難と判断されるとき。

2 乙は、前項第1号から第9号の規定により本契約を解除されたときは、契約金額の総支払（限度）額（乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、前項第10号の理由により本契約が解除されたときはこの限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第9号のいずれかの事由により甲に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、甲は、乙に対し、その超過分につき賠償を請求することができる。

（乙の契約解除権）

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部の解除若しくは第23条第1号の規定による契約内容の変更のいずれかを決定することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により設置等又はESCOサービスの提供が著しく損なわれ、

かつ、乙に著しい損害が発生すると認められるとき。

- (2) 甲の責めに帰すべき事由又は甲による本契約の違反により、設置等又はESCOサービスの提供が不可能となったとき。

(甲による契約解除後の処理)

第21条 第19条第1項第1号から第3号の規定により、本契約が解除された場合、乙は、甲に対し、委託事業を引き継ぐ新たな事業者を紹介する。甲が委託事業を引き継ぐ新たな事業者を決定した場合においては、乙は、自らの費用により、当該事業者に委託事業を引き継ぐものとする。

- 2 ESCO設備の引渡し前に第19条第1項第10号の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた設置等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(乙による契約解除後の処理)

第22条 ESCO設備の引渡し前に第20条第1号又は第2号の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた設置等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- 2 乙は、甲が前項の措置を行った後、乙にさらに損害が発生するときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

(契約の変更)

第23条 本契約締結後、委託事業の対象たるESCO設備の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、不可抗力により契約の履行が著しく不適当となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、乙は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。
- (2) 前号の場合であって、乙に著しい損害が発生する場合は、甲乙協議の上契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、甲は、その理由を明示して必要と認められる範囲で契約内容を変更することができる。
- (4) 前号の場合であって、甲に著しい損害が発生する場合は、甲は契約内容を変更することができ、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。
- (5) 甲乙双方の責めによらない事由、又は第三者の責めに帰すべき事由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (6) 急激な物価の変動又は不可抗力により契約条件が著しく不適当となったと認めら

れるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の終了)

- 第24条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、令和9年3月31日をもって終了する。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、本契約を終了させることができる。
- 3 前項の規定により本契約が終了した場合、乙は、甲に対し、委託事業を引き継ぐ新たな事業者を紹介する。甲が委託事業を引き継ぐ新たな事業者を決定した場合においては、乙は、自らの費用により、当該事業者に委託事業を引き継ぐものとする。

(不可抗力)

- 第25条 不可抗力により、本契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなつたとき又は損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後ただちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となつた業務に係る履行義務を免れる。
- 3 甲は、乙から第1項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行い、事業の継続についての対応を定める。ESCO設備の引渡し前に、協議により事業を継続しないこととなった場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた設置等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、仕様書等に基づき甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第26条 ESCOサービスの提供開始前に、不可抗力により設置等に係る工事目的物、仮設物又は設置等の設置場所に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、甲及び乙は共同して当該損害による費用（乙の責めに帰すべき事由によるものを除く。以下本条において同じ。）を負担するものとし、その負担割合は、仕様書等に基づき甲乙協議の上、これを定めるものとする。
- 2 不可抗力によりESCO設備に損害が生じたときは、甲及び乙は、仕様書等に基づき当該損害による費用を負担するものとし、その負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。なお、地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害、戦争・暴動・変乱による損害、その他乙の責に因らない損害は甲の負担とし、火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突又は電気的・機械的事故等、偶然・外来かつ急激な事故によりESCO設備に生じた損害は乙の負担とする。
- 3 不可抗力により委託事業に関連する甲の既存設備に損害が生じたときは、当該損害による費用は甲の負担とする。

(不可抗力による甲の契約解除権)

第27条 不可抗力により委託事業に関連する甲の既存設備に損害が生じ、甲がこれを修繕できず、乙による業務の履行が不可能となった場合は、甲乙協議の上、甲は本契約の全部または一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は共同して当該解除時までに生じた設置等又はESCOサービスの提供に係る費用を負担するものとし、その負担割合は、仕様書等に基づき甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(法令の遵守)

第28条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、環境基本法(平成5年法律第91号)、大気汚染防止法(昭和38年法律第97号)、その他関係法令を遵守するとともに、法令上、委託事業に関して乙が負うべき全ての責任を負う。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第29条 乙は、本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、本契約による契約金額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
 - 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。
 - 4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(紛争の解決)

第30条 本契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、双方の協議により決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。この場合、紛争解決のために要する費用は、双方平等に負担する。

(疑義等の決定)

第31条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。